

令和元年大網白里市議会第4回定例会総務常任委員会

日時 令和元年12月16日（月曜日）午後1時16分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

北田 宏彦	委員長	秋葉 好美	副委員長
黒須 俊隆	委員	小倉 利昭	委員
蛭田 公二郎	委員	土屋 忠和	委員

出席説明員

財政課長	秋本 勝則	財政課副課長	森川 裕之
財政課主査 兼財政班長	茂田 栄治		
税務課長	酒井 総	税務課副課長	鈴木 正典
税務課主査 兼市民税班長	山本 卓也	税務課主査兼 滞納整理班長	齋藤 英樹
税務課主査 兼収税班長	久保 崇		
参事（総務課 長事務取扱）	堀江 和彦	総務課副課長兼選挙 管理委員会書記長	北田 和之
総務課主査 兼行政班長	齊藤 康弘	総務課主査 兼人事班長	子安 浩司

事務局職員出席者

議会事務局長	安川 一省	副主幹	花沢 充
主任書記	鶴岡 甚幸		

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 陳情（新規付託案件）の審査

- ・ 陳情第10号 行政視察に行った議員が絶賛した、入札管理委員会を、本市にも設置してもらうための、陳情
- ・ 陳情第12号 「防災大国ニッポン」の実現を求める陳情
- ・ 陳情第13号 日本政府に香港の「自由」「民主主義」を守り行動を求める陳情

(2) 条例等付託議案の審査

- ・ 議案第2号 令和元年度大網白里市一般会計補正予算（第4号）
- ・ 議案第8号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第10号 大網白里市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第12号 大網白里市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について
- ・ 議案第13号 大網白里市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
- ・ 議案第14号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- ・ 議案第16号 山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議について

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（秋葉好美副委員長） それでは、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

（午後 1時16分）

◎委員長挨拶

○副委員長（秋葉好美副委員長） 最初に、委員長から挨拶をお願いします。

○委員長（北田宏彦委員長） 皆様、ご苦労さまです。

今回、当常任委員会で審議する内容は、陳情が3件、議案が7件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議をお願いいたします。

○副委員長（秋葉好美副委員長） ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行をお願いいたします。

○委員長（北田宏彦委員長） まずはじめに、傍聴の希望がありますので、そちらを許可いたします。傍聴者を入室させてください。

本日の出席議員は6名です。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎陳情第10号 行政視察に行った議員が絶賛した、入札管理委員会を、本市にも設置してもらうための、陳情

○委員長（北田宏彦委員長） これより、当常任委員会に付託となりました陳情第10号 行政視察に行った議員が絶賛した入札管理委員会を、本市にも設置してもらうための陳情の審査を行います。

陳情の内容については既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見をいただきたいと思います。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 行政視察に行った議員が絶賛したかどうかというのは、私行っていませんけれども。おそらくこれは大変入札制度としては取り入れてはいいのではないかと、こういうふうにおそらく感じられたと思うんですが。内容を見ても、入札制度について透明性、公

平性、こういうものを確保するというので、より公平な入札をするということに役立つということであれば、入札管理委員会の設置というのは私は結構だと思います。そういう意見です。

○委員長（北田宏彦委員長） その他の委員の方、意見等ございますか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 これは昨年というか本年度、総務委員会と産業建設委員会の合同視察で生駒市に行ったときのお話だと思います。私も行きましたけれども。担当者からかなり詳しい説明を受けまして、入札の競争性、公平性、透明性を確保するためにさまざまな取り組みをしている中の一つとして、この陳情者が申し上げている入札管理委員会というものをぜひ設置してくれと。

おそらく、石渡議員が報告書に書いた中に入っているんじゃないのかなというふうに思うんですけども。きっとそれを読んだ市民の方がその陳情を出されたんだと思います。私も全く賛同いたしますので、実際に視察に参加した中でも大変すばらしい取り組みだというふうに感じることができましたので、私は賛成をしたいと思います。

○委員長（北田宏彦委員長） 小倉委員。

○小倉利昭委員 私も生駒市へ視察に行っていました。非常に具体的な説明をしていただきまして、たまたまあのとき、そのときタイミングで実際に入札があったので、それを見させていただいたということです。

ただ、私の考えとすると、確かにより入札を公正に透明にという、当然のことでありませうけれども。その管理委員会というものを設置するには準備が必要であり、また経費がかかってくるのかなというふうに思いますので、仮にそういう方向に向けるにしても、例えば監査委員がおりますので、監査委員が入札の監査にかかわる方向でやるというようなことで、当座はそういうような形で監査委員を活用する形というのはいかがかだと思いますので。早速管理委員会というのはいらないのかなというふうに考えます。

○委員長（北田宏彦委員長） その他の委員の方。

土屋委員。

○土屋忠和委員 回答は控えさせていただきます。

○委員長（北田宏彦委員長） 副委員長。

○副委員長（秋葉好美副委員長） 今、小倉委員がおっしゃったように、当面の間は監査委員のほうにちょっとお任せをしながら、やった様子を見ていくほうがいいのではないかなと、

私も思いましたけれども。

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、それぞれの主張は出尽くしたようですので、次に討論ですが、希望者はございますか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 小倉委員とか秋葉委員の意見は非常にすばらしい意見だと私は思います。

ただ、実際の入札改革の委員会をつくるのかとか、監査委員を活用するのかというのは、実際それを選ぶのは行政側が選んでやるわけで。この陳情は、そういう意味で監査委員を使っても、これの願意が成り立てばそれはそれでいいわけですので、一つの議会の姿勢として入札改革をもっと進めろということで、この議会として賛成をすると。それで実際の運用は、では監査委員で取り組んでみようとか、そういうことを行政に判断させればいいのではないかと、そんなふうに思うわけで。

ぜひこの陳情者の願意を酌み取って、委員会としてはこういう入札改革をしていけという、そういう姿勢を示すべきではないかなというふうに思います。そういう意味で、ぜひ皆様にも賛成をしていただければいいのかなというふうに私は申し上げて、終わります。

○委員長（北田宏彦委員長） その他の方、討論の希望ございます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） 意見が出尽くしたようでございますので、採決に移りたいと思えますがよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、お諮りいたします。

陳情第10号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（北田宏彦委員長） 賛成少数。

よって、陳情第10号は不採択と決しました。

以上で陳情第10号の審査を終わります。

◎陳情第12号 「防災大国ニッポン」の実現を求める陳情

○委員長（北田宏彦委員長） 次に、陳情第12号 「防災大国ニッポン」の実現を求める陳情の審査を行いたいと思います。

陳情の内容については既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 タイトルにありますように「防災大国ニッポン」、これはもうどなたも反対する人はいないと思うんですね。特に私ども千葉県では一連の甚大な被害があったわけですから。本当に今回の災害を今後生かして、災害に強いまちづくりをつくっていくというのが真の願いだと思います。

ここに掲げられている陳情項目についても、このとおりだというふうに思うんですが。ただ、今現在、国を挙げて取り組んでおりますのでね。特に今回は、これまで災害救助法では支援の対象でなかった半壊未満についても、これを支援の対象にするということですか、あるいは半壊以上というその見方についても、かなり柔軟にやっています。県も独自に今危険対策を追加しておりますね。こういう中でやっておりますので、そういった意味ではかなり今までにない特例的な対策を講じているというように思います。

ですから、1番の国民の生命を守る防災インフラの整備、大胆な投資、これはまさに求めるところですけれども。これも今、国としてはそういう方向でやっているのではないかなと思うんですが。

それから、所得税、法人税の軽減措置。これは災害を受けられた方に対するもので、これはいいと思うんですが。それから、消費税一律5パーセント、これは私も5パーセントというのは賛成なんですけど、防災国ニッポンの災害対策の中にこの消費税だけがぼんとのっかってきているのは、どういう脈絡なのかなということ違和感を感じました。

あと、一番違和感があったのは幸福実現党、公党として、政党として競闘しているわけですから、そういう中で要望や趣旨の中で、かつての民主党政権時代は八ツ場ダムの政策について云々されております。これについてはいろんな議論がありますけれども、ここで改めて民主党政権の元々を言わなくても、例えばダムの調整力には限界がありとかね、防災インフラはこれから求める大事な課題であるというふうに表現するとかすれば、少なくとも全く文章として違和感がないところですが。やっぱり、幸福実現党という政党が別な政党に対して政策的な批判をするということに対して、ここが私は一番違和感を感じたところです。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） その他の委員の方、意見ございますでしょうか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 当初、八ツ場ダムは3,000億でできるといったのが1兆円近い、そういうよ

うな中で専門家の意見も大きく割れていて、河川工学的な議論から、1兆円かけるんだったら1兆円をほかの河川にいろいろかければ、長野の水害はなかったじゃないかと。例えばためにする議論だったら幾らでもできるわけで、これはぜひ、幸福実現党は国会の場でこれを議論して、それで政策実現を国民の賛成を受けてそれですべきじゃないかなと。そういう意味では、この陳情を大網白里市として、まだ学説としても河川工学的にも非常にあいまいなところがある中で要望するという事は、とても受け入れがたいものとして反対します。

○委員長（北田宏彦委員長） 小倉委員。

○小倉利昭委員 私も、要望事項が4点ですか。これは我が市の大網白里市議会としてこういう意見書を出すということは、到底理解できかねるのかなというふうに思いますので、私も反対をいたします。

○委員長（北田宏彦委員長） 秋葉副委員長。

○副委員長（秋葉好美副委員長） やはり、国も激甚災害ということで取り上げておりますので、県も、先ほど蛭田委員もおっしゃっていましたが、そこまでやってくさっているんで、あえてここに大網白里市にもってくるのかなということに対してはちょっと理解しがたい部分が私もあります。

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、次に討論でございますが、希望者ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） 意見等が出尽くしたようですので、採決に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、お諮りいたします。

陳情第12号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（北田宏彦委員長） 賛成なし。

よって、陳情第12号は不採択と決しました。

以上で陳情第12号の審査を終わります。

◎陳情第13号 日本政府に香港の「自由」「民主主義」を守り行動を求める陳情

○委員長（北田宏彦委員長） 次に、陳情第13号 日本政府に香港の「自由」「民主主義」を守り行動を求める陳情の審査を行いたいと思います。

陳情の内容については既にお配りしてありますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 香港問題ですね、これは大事な国際問題になっておりますし、私も香港の市民の要望は、これは正当なものだというふうに思います。

ただ、これから先の展開はなかなか読めないですね。どうなるかわからない中で、もしグループ鎮圧に遭ったらとかそういうことではなく、やはり今そういうことが起きないように、日本政府としてもいろいろな外交努力をやっていくことが大事であって、グループ弾圧があった場合には、例えば自衛隊の派遣とかね、ここまで踏み込むのはいかがなものかと思えます。もともと自衛隊が海外へ行く場合には、国民の間でも非常に議論があるわけですね。そういう中で、もし香港にあった場合自衛隊をと、ここまで踏み込むのはいかがなものかと思えます。

それから、そういった意味では、中国に一定内政干渉しないように、香港の中で平和的に物事が解決するように私たちとしては望んでいくわけで、ある意味では私たちがどうするかということではなく、そういう平和的な解決を求めていくべきだと。余り内政干渉的なことになるのはいかがなものかと思えます。

内政干渉にならないようにということと、それから自衛隊の派遣の問題、ここが一番大きな理由として賛成できないということです。

○委員長（北田宏彦委員長） 小倉委員。

○小倉利昭委員 先ほどの10号も12号でしたか、やはりこの問題自体がどうというよりも、大網白里市議会がこういう要望事項を国に上げるということは、ちょっと私は反対でありまして。要望事項の中を見ましても、これは完全に国、政府レベルのお話だと思いますので。我々はあくまでも我が大網白里市市民の代表として議会を動かしていくわけでありまして、中国に制裁を加えるとかそういうことは、うちの市議会で意見書を出す問題ではないのではないかと、私は反対いたします。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 香港の市民の民主主義を要望している姿勢には私も同感したいと、共感しているものではございますが。問題は、英米と連帯してなんていう話ですけれども、もともと英国は100年近く統治していた、統治して最後に中国に引き渡す直前まで、はるかに今の中国よりもひどい、そういう差別的な英国の支配があった中で、今の若者たちはその英国のひ

どい差別的な支配から抜けた中で、多少の括弧つきの民主主義の中で育ってきたその若者たちが、さらに次のステップとしての民主主義、そういうものを求めて今こうやって大きく動いているんだというふうに思います。

これは、ぜひ若者たちの民主主義を求める、そういうものに期待をしたいとは思いますが、一方で、大多数のデモの参加者の平和的なデモに対して、黒いマスクをしてばかばか火炎瓶を投げて、日本だったら火炎瓶取締法とか爆弾取締法みたいなものがある、あれすごい重いですよね、火炎瓶取締法とかは。懲役10年、20年という、そういうような刑です。

そういうことについても含めて、その国の制度だとか取り締まりの体制とか、そういうものを一概に簡単に、一大網白里市で中国の経済制裁まで求めるようなそういう決議をするというのは、ちょっととてもできないなというふうに思います。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） ほかの方、よろしいですか。

そうしましたら、次に討論ですが、希望はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） 意見等が出尽くしたようですので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） お諮りいたします。

陳情第13号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（北田宏彦委員長） 賛成なし。

よって、陳情第13号は不採択と決しました。

以上で陳情第13号の審査を終わります。

ここで5分間休憩をいたします。

（午後 1時37分）

○委員長（北田宏彦委員長） 再開いたします。

（午後 1時41分）

◎議案第10号 大網白里市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第12号 大網白里市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、これより付託議案の審査を行います。

議案第2号 令和元年度大網白里市一般会計補正予算、議案第10号 大網白里市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第12号 大網白里市土地開発基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

財政課を入室させてください。

（財政課 入室）

○委員長（北田宏彦委員長） 財政課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第2号、第10号及び第12号の説明をお願いいたします。

秋本課長。

○秋本勝則財政課長 それでは、職員の紹介をさせていただきます。

私の右隣、副課長の森川でございます。

○森川裕之財政課副課長 よろしく申し上げます。

○秋本勝則財政課長 私の左隣、財政班の班長の茂田主査でございます。

○茂田栄治財政課主査兼財政班長 申し上げます。

○秋本勝則財政課長 私、課長の秋本です。よろしく申し上げます。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、財政課からは、議案第2号、議案第10号、議案第12号につきまして、配付資料に基づいて順次ご説明をいたします。

まずは、議案第2号について、説明資料、12月補正予算（案）の概要に沿って説明をいたします。

議案第2号、一般会計補正予算（第4号）でございますが、本予算案は、歳入歳出に7億2,385万4,000円を追加しようとするものです。

主な補正内容ですが、1項目めは、台風15号等による被災への対応に係る補正予算となり

ます。

(1) は、農業経営基盤強化促進対策事業として4億4,878万9,000円を追加するもので、台風15号により被災した農業用施設の修繕等に係る経費に対し、補助金を交付するものでございます。補助対象は、ビニールハウスなど362件を見込んでおります。財源の内訳は、補助対象事業費4億9,865万4,000円の10分の7が県補助金となり、県費が3億4,905万7,000円、10分の2が市の負担となり、一般会計で9,973万4,000円を見込んでおります。

(2) は、被災住宅支援事業として1億8,058万4,000円を追加するものでございます。

①の被災住宅修繕緊急支援事業補助金として1億8,000万円を計上しております。これは、災害救助法が適用されない一部損壊の被災住宅の修繕工事に助成を行うものでございます。国の交付金や県の補助金を活用し、30万以上の修繕工事について、工事費の20パーセント、最大50万円までを助成するものです。交付金事業及び県上乗せ分については60件を見込み、県補助金事業については300件を見込んでおりまして、あわせて1億8,000万円を計上いたしました。財源は、国費が900万円、県費が1億3,500万円、市の負担が一般財源で3,600万円を見込んでおります。

②は災害復興住宅資金利子補給金として、58万4,000円を計上しております。被災した住宅の修繕に必要な資金の借入れを行った方に、利子補給を行うものです。補助対象を、借入額10万円以上、500万円までの年利2パーセントまでの利子を対象といたします。2パーセントのうち、1パーセントまでを県が負担し、1パーセントを超えて2パーセントまでの部分を市が負担いたします。こちらは35件を見込み、財源といたしまして県費を29万1,000円、一般財源を29万3,000円見込んでおります。

(3) は、災害廃棄物処理事業として4,500万円を計上しております。10月25日の大雨により発生いたしました災害廃棄物の処理費用について、所要額を計上するものです。財源といたしましては、国が2分の1で2,250万円、市が2分の1で同額となっております。

2ページをごらんください。

(4) は、市営住宅災害復旧費として224万4,000円を計上するものです。北今泉の市営住宅4棟の屋根修繕のための所要額を計上しております。

(5) は、消防関係職員給与費として2,594万2,000円を計上するものです。台風19号、25日の大雨に対応した職員の時間外勤務手当等となります。

2項目めは、小学校教育振興費として1,119万5,000円を計上するものです。新学習指導要領が令和2年度から実施されることに伴い、教師用教科書及び指導書等の購入を行うもので

ございます。

3項目めは、その他歳入の財源調整といたしまして、(1)は前年度繰越金を1,747万1,000円、(2)として基金繰入金として、財政調整基金繰入金を1億8,222万2,000円増額するものです。

また、農業経営基盤強化促進対策事業費と被災住宅支援事業については、年度内に完了しない場合を考慮して、繰越明許費を設定しております。

3ページをごらんいただきたいと思います。

最後に、債務負担行為の設定となります。翌年度当初から直ちに業務を開始するなどの理由から、コピー用紙購入など19の事業について債務負担行為を設定するものです。総括表の2ページに債務負担行為の一覧を掲載しております。

続きまして、議案第10号及び議案第12号について、関連いたしますので一括してご説明いたします。

まず、議案第12号の説明資料をごらんいただきたいと思います。

本案は、大網白里市土地開発基金条例を廃止する議案となります。

昭和45年に公共用地の先行取得を目的に設置した基金でございますが、近年は土地の価格も大きく変動するようになりまして、先行取得する必要性が薄れてきていることから、今回廃止しようとするものでございます。

そして、この土地開発基金条例の廃止にあわせまして、議案第10号の土地取得事業特別会計を廃止しようとするものが議案第10号となります。

この条例案でございますが、施行日は両議案とも令和2年4月1日といたします。

なお、可決いただいた場合には、土地開発基金の残高については財政調整基金に組み替えたいと考えております。

以上で議案説明を終わらせていただきます。

○委員長（北田宏彦委員長） ただいま説明のありました議案第2号、第10号及び第12号の内容について、質問等があればお願いいたします。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 議案第2号ですけれども、このたび先日の10月補正に続いてかなり被災住宅などに対して手厚く支援をするということ。しかも県が追加支援したことについて、これを取り入れて12月補正の中に盛り入れたという、非常に評価をしたいと思います。

ただ、この1のビニールハウスの362件、かなり大きいんですけれども。農業者から、農

家組合に入っていないと支援の対象にならないのかという、そういう質問があったものから、その辺はいかがですか。

○委員長（北田宏彦委員長） 秋本課長。

○秋本勝則財政課長 まず、端的に申し上げますとそういうことではございません。

今回、広報12月号におきまして、まだ本来ですと予算が可決されていない状況ではございますが、12月の広報で、こういう支援を予定しているということで記事を載せさせていただいております。これにつきましては、農家組合員に限るとかそういうことは書いてございませんし、現在そういう一般の農家で被災した方からの相談を受けて、それに基づいて受けているという形でございます。

広報の中では、12月9日までに相談窓口に来てくださいということで書いてあるんですけども、これは当初、県のほうから12月9日をまず一つの区切りにするということがあったために、12月9日までということにしたんですけども、実際には1月10日まで相談窓口を現在延ばしております、また1月の広報でもお知らせするとともに、今現在ホームページとかそういうところでは今も受け付けておりますということで、伺っております。

現在、160件ほどの相談を受けているということで、担当課のほうからは聞いております。以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） よろしいですか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 今、160件だという話がありますけれども、今のところこの補正予算の範囲内で十分間に合いそうだということでよろしいんですか。

○委員長（北田宏彦委員長） 秋本課長。

○秋本勝則財政課長 予算の見込みは362件で見えておりますので、現状としては160件という中では間に合うんですけども、今後たまたもし増えるようであれば、予備費対応ですとか補正対応、その辺を考えております。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 これ、修繕及び再建にかかる経費と考えていいんですか。例えばね、もう縮小の中でビニールハウスが2棟吹き飛んじやったと。再建するのは1棟だけだといったときに、2棟の撤去費用も含めてこれは出るんですか。

○委員長（北田宏彦委員長） 秋本課長。

○秋本勝則財政課長 あくまでも修繕と再建ということでございますので、撤去費用が含まれるかどうかというのは、後ほど確認させていただければと思います。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 この（２）の②なんですけれども、年利２パーセントで１パー、１パーだという説明があったんですけれども。実際今のこの災害復興住宅資金をサラ金から借り入れることはないと思うんですけれども、一般的な借入先というのはどういうところで、一体今何パーぐらいですか、利子は。

○委員長（北田宏彦委員長） 秋本課長。

○秋本勝則財政課長 実際ですと、金融機関からの借入れとか農協とかというのが、この地域では実情的なところかと思えます。借入額につきましては、金融機関またその借入れの状況によって違うかとは思いますが、おおむねこの２パーセントでおさまるのではないかという見込みでおります。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 ということは、市が負担するのは１パーよりも少なくても済むだろうという、そういうことだと思います。

議案のね、もう一つ……忘れちゃったから結構です。

○委員長（北田宏彦委員長） 秋葉副委員長。

○副委員長（秋葉好美副委員長） （４）の市営住宅災害復旧費、これは北今泉ということだったんですけれども。四天木のほうもいつぞやの台風では７棟、８棟ぐらいが、みんな屋根や瓦がやられていたんですが。今回はどうだったのかな。

○委員長（北田宏彦委員長） 秋本課長。

○秋本勝則財政課長 今回、担当課から申請というか要求が来たのは、この北今泉市営住宅４棟分ということでございますので、四天木住宅については、予算化するほどの被害は出なかったということだと考えております。

○委員長（北田宏彦委員長） 小倉委員。

○小倉利昭委員 すみません。ビニールハウスの件。これは３６２件というのは、この４億４、０００何がしがあって３６２。というのは、被害規模とかにかかわらず一律ということですか。

○委員長（北田宏彦委員長） 秋本課長。

○秋本勝則財政課長 まず、この３６２件の把握でございますが、こちらは被災発生後に農業復興課の職員が市内の巡回をいたしまして、ハウスの全壊なのか半壊なのかとかそういう状況

を調べまして、全壊だとおおむね幾ら、そういう概算でございますので、実際には修繕工事の状況に応じて10分の9までが工事費として負担されるという形になります。

○委員長（北田宏彦委員長） 小倉委員。

○小倉利昭委員 もう一点、（5）の消防関係職員の給与費とありますが、消防関係職員はど
ういう方であって、どういう場合に支払われているのか、もう少し具体的に。

○委員長（北田宏彦委員長） 秋本課長。

○秋本勝則財政課長 こちらには、確かに消防関係職員給与費という名称を使っておりますが、
平たく言いますと、この災害に対して休日または夜間勤務した安全対策課以外の職員を含め
た時間外勤務手当、それから管理職であれば管理職の特別勤務手当、そういうものをトータ
ルしたものが2,594万2,000円となっております。

わかる範囲で申し上げますと、19号につきましては、延べ14日間災害に従事した職員もお
りまして、延べ人数でいいますと525人分という形になっております。25日の大雨につきま
しては17日間、延べ人数でいいますと629人分という形になります。

例えば、避難所で詰めている職員、災害ごみの受け入れで休日受け入れのほうの対応をし
た職員、そういうものの全ての時間外勤務、そういう形になります。

以上です。

○小倉利昭委員 ありがとうございます。

○委員長（北田宏彦委員長） 秋葉副委員長。

○副委員長（秋葉好美副委員長） （2）番の被災住宅支援事業のところで、例えば再度罹災
証明書を出す場合に、本人が申請をしなければもちろんだめですよ。1回出して、またさ
らに。

○委員長（北田宏彦委員長） 秋本課長。

○秋本勝則財政課長 罹災証明書の申請、例えば15号で被災されて、さらにその後の災害で被
災に遭ったという。その場合の再申請というのは、基本的にはやっぱりご家族とかご自身で
ないと災害状況がわかりませんので、申請していただくという形で、基本そういう形でこの
間も税務課のほうで答弁したと思います。

○委員長（北田宏彦委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 今の、私一般質問でも言ったんですけれども、全部で700件、800件の、特
に中損壊が多くて、今回それらについては支援の対象になるということなんです。いずれ
にしても、それらが支援になるかどうかというのは、これまで罹災証明を受けた方々が、改

めて支援の申請をしなくちゃいけないということは非常に大事なことで、ここを徹底しないと、支援を受けられないのということがあるんですね。そういうことは大事。

それから、今秋葉委員も言われたみたいに、そういう支援が受けられるんだったら、罹災証明を出してないけれども、改めて出そうかなという人も出てくるかもしれない。それは本当にそのときの災害のものなのかどうかという、例えば写真を撮っていただくとかいうような場合には、改めて罹災証明を出して、そして受け入れるということも可能性としてはあるんで、ぜひその辺は柔軟に行っていただきたいというふうに思います。

○委員長（北田宏彦委員長） 秋本課長。

○秋本勝則財政課長 まず、被災住宅修繕緊急支援金や補助金の活用の周知という形につきましては、これから義援金の交付が始まります。社会福祉課長のほうが答弁していましたがけれども、千葉県また日本赤十字社共同募金会のほうで義援金を被災者のほうに配付する形になっております。

罹災証明書の申請者に、中損壊またその該当者全員に申請書を送付します。それは義援金の申請書です。その申請書の通知の中に、この支援住宅補助金の制度をあわせて、こういう制度がありますよという形で、そういうお知らせも入れて周知を図りたいというふうに考えております。

もう一点、今まで罹災証明の申請をしていなかった方への周知ということで、現在、おそらく1月号になろうかと思いますが、被災申請の支援の特別号みたいな形でのページを、茂原市で何かやられたような話を聞いていますけれども、そういうものを参考にして、被災者に対する支援事業をわかりやすく、広報でわかるようなものを特集的に載せることも検討しております。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 委員の方の……

○黒須俊隆委員 思い出しました。直接的な賛成、反対とかそういう話じゃなくて、テクニク的な、技術的な議案の出し方について質問したいんですけども。

何で10号と12号を逆さにしないんですか。12号ができれば10号みたいな、いつもいつも、これまでもそういうことがよくあったんですけども。最初に10号をやって10号が可決されたら12号みたいな話にすればいいのに、何でこういうことになるのか、ちょっと一度聞いてみたいなど。

○委員長（北田宏彦委員長） 秋本課長。

○秋本勝則財政課長 こちらの議案番号、番号順なんですけれども、これは総務課のほうで番号順を決めていますけれども、条例を制定した古い順に番号が若いというんですか。そういうような形で、総務課のほうで番号を振るものですから、いわゆる条例が一番最初にできた制定年月日が古いほうが若い番号になるという形になっております。

ちょっとわかりにくいんですが。

○黒須俊隆委員 理由はよくわかりましたけれども、わかりにくいです。

○秋本勝則財政課長 私も説明するのが、これだとちょっと説明しにくくなるんですが。

○黒須俊隆委員 じゃあ、その条例の番号なんてここに書いてないわけだからね、これは総務課に、今度わかりやすくしろというふうにぜひ言ってください。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） そうしたら、私のほうから1点。議案第2号の災害廃棄物処理事業の4,500万円が計上されているんですが、この内訳について教えていただければと思います。

秋本課長。

○秋本勝則財政課長 まず、いわゆる災害等廃棄物につきまして、まず台風15号で発生した屋根瓦等の処理、こちらにつきまして106万円ほど見込んでおります。そのほかの大雨のときの災害ごみ、床上浸水ですとかそちらのほうと、あと南玉の5件、本会議でも一団の部分について撤去という話があったと思うんですけれども、そちらの撤去部分、それが約4,500万円ぐらいになるわけですけれども。そちらは、ただ正式にまだ見積もりがし切れておりません、南玉の部分につきましては。今、可決されたらなるべくスムーズにその事業に取りかけられるように、現在事業費を精査しているところでございますけれども。概算として、おおむね4,400万程度ということで、合計で4,500万円の計上となっております。

○委員長（北田宏彦委員長） そうすると、現在旧大網小学校跡地に集積してある大雨のときの災害廃棄物の処理ということだけではないということですね。

○秋本勝則財政課長 はい、そうです。

○委員長（北田宏彦委員長） では、そうすると、南玉の処理プラス旧大網小学校のところの処理。処理といっても運搬費用と、どこに持ち込むんだかわからないけれども、その辺はまだ詳細は示せないということですね。はい、わかりました。

ほかに質問があれば、委員の方お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） 財政課の皆さん、ご苦労さまでした。

退席していただいて結構でございます。

（財政課 退室）

○花沢充議会事務局副主幹 すみません。税務課が来ていないので、財政課よろしいでしょうか。

○委員長（北田宏彦委員長） はい。

（財政課 入室）

○秋本勝則財政課長 委員長すみません。先ほどの撤去の話ですが、撤去も基本的には対象となりますが、条件といたしまして、離農しないこと。農家として農業は続けている、たとえばハウスはやめるけれども、そこはまた農地に戻して続けていくという場合には対象となるということです。以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） はい。

（財政課 退室）

◎議案第8号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（北田宏彦委員長） それでは次に、議案第8号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務課を入室させてください。

（税務課 入室）

○委員長（北田宏彦委員長） 税務課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第8号の説明をお願いいたします。

○酒井 総税務課長 それでは、職員を紹介します。

副課長の鈴木です。

- 鈴木正典税務課副課長 よろしく申し上げます。
- 酒井 総税務課長 市民税班長の山本です。
- 山本卓也税務課主査兼市民税班長 山本です。よろしく申し上げます。
- 酒井 総税務課長 滞納整理班長の齋藤です。
- 齋藤英樹税務課主査兼滞納整理班長 齋藤です。よろしく申し上げます。
- 酒井 総税務課長 収税班長の久保です。
- 久保 崇税務課主査兼収税班長 久保です。よろしく申し上げます。
- 酒井 総税務課長 それでは、議案説明の前に、本年6月の市議会第2回定例会で議決いただきました大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例において、法定軽減の規定に一部改正漏れがありましたことをおわび申し上げます。

今後このようなことがないように、確認を強化してまいります。

続いて、説明に入らせていただきます。

はじめに、改正の趣旨でございますが、国民健康保険税条例において法定軽減の規定に一部改正漏れがありましたことから改正を行うものでございます。

次に、2の改正の趣旨でございますが、大網白里市国民健康保険税条例第21条の規定された国民健康保険税の現額について、後期高齢者支援分及び介護分の均等割にかかわる軽減規定に改正漏れがあったことから改正を行うものでございます。

これは、第2回定例会におきまして後期高齢者支援分の均等割額、これを1万5,500円から1万4,000円に、介護分の均等割額を1万4,000円から1万3,000円に減額改定させていただきました。

この改正に合わせまして、表にございます今申し上げた均等割の軽減額、これも改正すべきところでしたが、改正漏れとなってしまう、今議会で改正をお願いするものでございます。

なお、既に通知した本年の国民健康保険税は、法定軽減どおり適正に算定していることから税額に変更はございません。

これは、条例ではこれらの軽減額が列記されておきまして個別に改正する必要がございますが、国民健康保険税の算定では軽減額は均等割額に7割、5割、2割の軽減割合を乗じて電算システム上で計算していることから、均等割額を修正すれば軽減額の修正は必要ないためでございます。

次に、3の施行期日でございますが、公布の日から施行する。ただし、改正後の条例の規定は令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健

康保険税については、なお従前の例によるということ、今年度分にさかのぼって適用させていただくこととするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（北田宏彦委員長） ただいま説明のありました議案第8号の内容について、質問等があればお願いします。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 これなぜ間違ったんですか。

○委員長（北田宏彦委員長） 酒井課長。

○酒井 総務課長 これは今申し上げましたが、均等割額、これにつきましては改正させていただいたところなんです、この均等割額を改正しますとセット自動的に均等割の軽減額というものも改正しなければいけないところなんです、これにつきましては改正が漏れてしまいました。これにつきましては、確認不足等がございまして漏れてしまったものと考えております。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 担当者が間違っただけで、その後、みんなその内容を見ないで課長まで判こを押した、そういうことですか。

○委員長（北田宏彦委員長） 酒井課長。

○酒井 総務課長 これにかかわる第2回の改正のときは、1つ目が税制改正に伴う改正でございまして、これにつきましては課税の限度額だとか軽減の拡充だとかというところ、これにつきましては税制改正、租税法施行令の改正ということで国のほうからそういう参考資料が来て、そういうものに基づきながら改正作業を行うことができるんですが、この税率の改正というのは市独自で税率を改正いたしますので、そういったものがございません。そうしたところが改正漏れが生じた理由、一つの要因というふうに考えております。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 この間、建設課だか都市整備課だかも市道の認定がめちゃくちゃ間違っていたんで、そういうことがあって、議案というのは結構大事なものだと思うんだけどそれを何と言えいいんですかね、何とか判を押すみたいな感じでそのままやっているようじゃ、NHKのチョコちゃんに怒られちゃうんじゃないかというふうに思いますので、しっかりしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） ほかの委員の方、ご質問ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） 税務課の皆さん、ご苦労さまでした。退室していただいて結構でございます。

（税務課 退室）

◎議案第4号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

◎議案第5号 大網白里市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（北田宏彦委員長） 次に、議案第13号 大網白里市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について、議案第14号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び議案第16号 山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

総務課を入室させてください。

（総務課 入室）

○委員長（北田宏彦委員長） 総務課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託になった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第13号、14号及び16号の説明をお願いいたします。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） では、職員紹介でございます。

総務課長の副課長兼選挙管理委員会の書記長をしております北田でございます。

○北田和之総務課副課長兼選挙管理委員会書記長 北田です。よろしく申し上げます。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 行政班長の齊藤でございます。

○齊藤康弘総務課主査兼行政班長 齊藤です。よろしく申し上げます。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 人事班長の子安です。

○子安浩司総務課主査兼人事班長 子安です。よろしく申し上げます。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 最後に、課長の堀江でございます。よろしくお願いいたします。

では、着座にて引き続き、議案の説明に入らせていただきます。

それでは、事前配付しております議案並びに議案説明資料のほうをご用意いただきまして、議案の内容について説明申し上げます。

議案第13号 大網白里市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてでございますが、本案は、臨時・非常勤職員等の適正な任用、勤務条件の確保等を目的といたしました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、会計年度任用職員制度が令和2年4月から創設されることとなります。そのことを受けまして、会計年度任用職員に関します給料、手当及び報酬等に関し必要な事項について新たに条例を制定しようとするものでございます。

続いて、議案第14号でございますけれども、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

これにつきましては、ただいま説明しました議案第13号と絡んでくる話なんですが、会計年度任用職員制度が導入されることに伴いまして、本市にあります規定の10の条例についてこの法律の改正趣旨に沿った形で関係するそれぞれの改正をしようとする内容でございます。

具体のほうは説明資料のほうに10の条例を記載してございます。

最後になりますが、議案第16号でございます。山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議についてでございます。

本市におきましては、行政の一部事務におきまして山武郡市広域行政組合で共同処理を実施しております。その共同処理事務のうち横芝光町にあります坂田苑が行っております老人デイサービス事業につきまして、事業の見直しの結果、廃止となることから、老人デイサービスセンター事業の規定を共同事務から削除しようとするものでございまして、これにつきましては、地方自治法の規定に基づきまして構成市町の議会の同意、議決が必要となることから議案提案するものでございます。

以上が3議案の説明であります。

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、ただいま説明のありました議案第13号、14号及び第16号の内容について、質問等があればお願いします。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 議案第13号ですけれども、ご説明いただきましたように、（1）フルタ

イム、(2)パートタイム、こういうふうに分かれるわけですね。今回は全国的な地方公務員法の改定によって会計年度任用職員という制度が新たに発足して、しかもあと3カ月もすると発足するという事なわけですけれども、非常に歴史的であるし抜本的な改正だと思うんですね。

本市においても、ほとんどこれまで何十年と臨時職員だとか、あるいは非常勤職員というふうに言われていたものが事実上、会計年度任用職員のフルタイム職員かパートタイム職員かになると、こういうことだと思うんですね。しかもこれまでそうした正規職員じゃなかった期末手当ですとか、あるいは場合によっては退職金も出ると、こういうことで本当に抜本的だと思うんですが。

まず、採用、募集についていくつかお伺いしたいんですけれども、募集のときに任用条件が違うのでフルタイム、パートタイム別に募集するのか。

それから、募集機関というのは、例えばハローワークですとかそういう募集機関があすけれども、そういったところでやるのか、どういうふうにするのかですね。

それから、これまで例えば臨時職員なんかでも期限は半年とか1年とかといっても、それを繰り返して継続して任用されていた方がいると思うんですが、そういうこれまでの長年やってこられた方々の経験なども今度の募集、採用に当たって考慮されるのかどうか。

それから、こんなことはないと思うんですけれども、今本市の財政は非常に厳しいわけで、フルタイム職員にする場合には、パートタイムじゃ全然処遇が違うんですよね。財政的なことを勘案してここで言っている38時間45分を少しでも切れればパートになってしまうんですね。そういうことを配慮してパートタイムを増やしていく、フルタイムを少なくしていくというような、そういうことはないと思うんですが、ないのかどうかですね。

採用、募集に当たってのその辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長(北田宏彦委員長) 子安班長。

○子安浩司総務課主査兼人事班長 それでは、まず募集の区分としてフルタイム、パートタイム別で募集していくかということにつきましては、フルタイムとパートタイムは別で募集をしていく予定でいます。

続きまして、募集の機関、どのような募集の方法を検討されているかというお話なんですけれども、こちら募集の機関につきましては少なくともホームページ、また広報紙、時期的には2月号あたりになるかと思いますが、への掲載というのは予定しております。

続きまして、採用に当たっての今までの経験をもってそういったものが考慮されるかと

いう話でございますが、採用に当たりましては公平性の観点から経験したこと、経験しているからをもって優先するという事は難しいとは考えておりますけれども、募集をさせていただいて、履歴書ですとか面接等を踏まえて担当課で必要とされる人材等を採用していくというふうに思われます。

最後に、38時間45分という1週間の勤務時間、こちらをフルタイムを少なくするために、パートタイムにするために削っていくことはないかというお話なんですけれども、こちら勤務時間につきましては、今回制度改正を踏まえまして、各課等とヒアリング等を実施して、その会計年度任用職員が必要な勤務時間等というのを見直しを図った中で決定はしております。その中で業務の実態に合わせて採用していくというような予定になっております。

以上です。

○蛭田公二郎委員　とりあえず結構です。

○委員長（北田宏彦委員長）　ほかの委員の方々、質問があれば。

黒須委員。

○黒須俊隆委員　これこの俸給表をきちんと見れば大体わかると思うんですけども、平均的に考えているフルタイムの会計年度任用職員の合計給与というか所得、何というんですか、幾らで試算していて、これ正規職員だったら幾らなんですか。

○委員長（北田宏彦委員長）　堀江課長。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱）　まず、フルの場合の会計年度任用職員は幾らかというご質問なんですけれども、これにつきましては基本的に会計年度任用職員の職種もいろいろございまして、例えば基本的に私どもが考えていますのは補助的業務の職員を会計年度任用職員で充てるというふうに考えております。ですから、正規職員とはまた職務内容というんですかね、は基本的には違うということが言えますので、単純比較につきましては、数値という今ご質問ですけども、数字のほうは後で申し上げますが、それが大前提としてございます。

それで、その職種におきましても、例えば本庁舎で窓口業務でやっている事務補助、それから保育所でのいわゆる補助業務、病院も含めてですけども、そういった部署によって資格が必要な職種もございますことから、金額によってはそれぞれ違いがございます。

ですから、今のご質問については、どこをもってお答えしたらいいかというのが一つ疑問点といたしますか、窓口業務をやる補助的な業務ということでのご質問というふうに承ってよ

ろしいでしょうか。

○黒須俊隆委員 そうですね。それでお願いします。あとはほかと比べればわかることですので。

○委員長（北田宏彦委員長） 子安班長。

○子安浩司総務課主査兼人事班長 正職のほうにつきましては手持ちがないのでお答えできないところがございますが、まず事務補助として令和元年、今年度の、参考として見込みとしてのものなんですけれども、週5勤務で1日7時間45分働いた方が、交通費3,000円で見込んであるものなんですけれども、こちらのほうで計算させていただきますと。失礼しました、月額給で申し上げますと、大体170万円程度、年収ベースで170万円程度が収入となる見込みとなっております。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 全員協議会で、議会だったかな、質問のとき、20名から25名を想定していると言ったんですけれども、20名と25名とだいぶ差があるんですけれども、これ何で20名のか25名なのか。

○委員長（北田宏彦委員長） 堀江課長。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） それでは、今のご質問ですけれども、まず最初の入り口のお話としまして、今臨時職員という形で賄っている業務を今度は会計年度任用職員という形で賄うわけですけれども、まずそれぞれの部署におきましてどれぐらいの時間数を補助的業務の職員を充てるかというのをまず検討していただいております。結果として、フルタイムになるかパートタイムになるかというのは、その業務の質と内容によるというふうに理解しております。

そのうち20名から25名というふうに申しあげましたのは、実はこれ保育士ですとか幼稚園、それから看護師を想定しています。これは当初から20名から25名というよりも、年度を通じてという意味合いで私どもは捉えております。

ですから、例えば保育所の場合ですと、入所者数によって保育定数に違いが出てきますので、必要があれば増えることもあるし維持できることもある、そのような理解をしております。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 あと参考までに、例えばパートタイムの方が38時間働いたら幾らになるんですか。さっきの170万の試算の人が、仮にパートタイムで38時間働いたら幾らになるん

ですか。

○委員長（北田宏彦委員長） 子安班長。

○子安浩司総務課主査兼人事班長 フルタイムとパートタイムにつきましては、時給単価自体は同じ金額になりますので、同じ時間働いたら同じ金額という形になります。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 フルタイムとパートタイムで給料か報酬かと呼び名が違うのと、あと通勤手当なのか費用弁償なのかと、それだけなんです、違いにおいては。

じゃ、蛭田委員が危惧するようなことは余り意味がないわけですね。いや、そういうことなんです。

ちょっと聞き方が悪かったですね。失礼しました。

○委員長（北田宏彦委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 一番私が危惧しているのは、先ほども言ったようにフルタイムを増やせば財政的な、本市においても大変だと。こういう制度をつくったのは国が全国的に今度4月からそういうふうにしようというになっているんですけども、やっぱり費用がかかるわけですね。

この間、今年3月のときの自治労連の陳情に対して都議会では、国に対して支援をしろという陳情を議会で可決したんですけども、まさにそこが非常に大事だと思うんですね。国の支援が来ているのか、来ていないのか。本来やっぱり国がつくった制度ですから国が支援すべきだと思うんですね。来ていなければ来る可能性があるのか。国会でもこれ質疑の中で各地方自治体の実態を踏まえた上で支援するというふうに言っているんで、その辺のところ、国の支援はどうなのか。

それから、ちょっとこの機会にお伺いしたいんですけども、今臨時、非常勤の皆さんは、4月からこういうことになるということを知らない人が多いんじゃないかと思うんですよね。え、4月からこうなるのみたいなね。変わらないと言いましたけれども、やっぱりいろんな意味で変わるわけで、そういう新しい会計年度任用職員ということが発足するということについて、そういう職員、特に非正規職員の皆さんにどれだけ周知しているのか。あるいは職員組合などにきちんと周知しているのかどうか。もし周知していなければ、これからどういう予定で周知をするのかという、この辺についてお伺いしたいと思います。

○委員長（北田宏彦委員長） 堀江課長。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） まず、1点目の国からの財政支援なんです、今現在と言うと語弊があるんですが、先週末現在では特段国からは何の通知も通達もされておられません。1点目です。

2点目につきましては、非常に悩ましい話があるんですが、今いる臨時職員が来年も必要かどうか。例えば産休代替の職員として入り込んでいる方もいらっしゃいますし、その方たちは来年職員が復帰してくれば職としては当然あり得ませんので、全ての職員に話しているかという、これは平等性を確保する意味からしてございません。

ただし、周知に関しましては、全課のいわゆる班長クラス、係長クラスの方には説明会を既に、組合と協議した結果として条例案としても提出してございますので、その場合については説明してあるところでございます。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 必要などころには必要な周知をぜひお聞きして行っていただきたいと思っています。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） ほかの委員の方、質問はございませんか。

○黒須俊隆委員 ちなみに、さっきの試算した170万、窓口業務で170万程度だというという試算した人は、今臨時職員で幾らなんですか。

○委員長（北田宏彦委員長） 子安班長。

○子安浩司総務課主査兼人事班長 先ほど申し上げたのが、今年度平成元年度に対して勤務、働いた…今現在働いている方、臨時職員が働いた月数の年収金額でして、それが今回、令和2年度になりましたら、私どもで試算しているのは週5の方が1日7時間になった場合ということで手元には資料を持っているんですけども、の中では180万円程度になるという計算になっております。

○黒須俊隆委員 そういったもんしか増えないんですから、ただ時間は年間で何時間減っていることになっているんですか。

○子安浩司総務課主査兼人事班長 1日の時間で申し上げますと45分少なくなっているという計算になりますので……

大体190時間程度ですかね、年。

○黒須俊隆委員 190時間程度減って10万くらいは増えると、そういう制度設計だと。わか

りました。

○委員長（北田宏彦委員長） ほかの委員の方、よろしいですか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） 総務課の皆さん、ご苦労さまでした。退席していただいて結構でございます。

（総務課 退室）

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、これより各議案の取りまとめを行います。

はじめに、議案第2号 令和元年度大網白里市一般会計補正予算について、ご意見及び討論等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（北田宏彦委員長） 賛成総員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第8号 大網白里市国民健康保険保健税条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、議案第8号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（北田宏彦委員長） 賛成総員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第10号 大網白里市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、議案第10号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（北田宏彦委員長） 賛成総員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第12号 大網白里市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(北田宏彦委員長) それでは、議案第12号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(北田宏彦委員長) 賛成総員。

よって、議案第12号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第13号 大網白里市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 一言申し上げておきたいんですけども、先ほどフルタイム職員が20名から25名という回答で、これは保育所、幼稚園、病院の看護師とかということでしたけれども、20名から25名が妥当なのか、どれくらいが妥当なのか、あるいは近隣の市町村に比べてどうなのか、なかなかわからないんですけども、少なくとも今回の抜本的な改正によって正規職員の処遇が低下することのないように、もともと改善するために期末手当を出すといろいろな処遇の改善のために国が出しているわけですから、財政厳しい中ですが、処遇の改善につながるような、そういうものを期待して、しかしもう4月から始まるわけですから条例の整備が必要なわけで、そういう希望的意見を申し上げて賛成したいと思います。

以上でございます。

○委員長(北田宏彦委員長) その他の委員の方、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(北田宏彦委員長) それでは、議案第13号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(北田宏彦委員長) 賛成総員。

よって、議案第13号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第14号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係

条例の整備に関する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(北田宏彦委員長) それでは、議案第14号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(北田宏彦委員長) 賛成総員。

よって、議案第14号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第16号 山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(北田宏彦委員長) それでは、議案第16号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(北田宏彦委員長) 賛成総員。

よって、議案第16号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

次に、その他ですが、何かございますでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長(北田宏彦委員長) なければ、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。

◎閉会の宣告

○副委員長(秋葉好美副委員長) 以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでございました。

(午後 2時49分)